三　言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　言語聴覚士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　言語聴覚士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

107　法別表第一の五十七の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　言語聴覚士法第二十九条の言語聴覚士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二　言語聴覚士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

108　法別表第一の五十七の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二　あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

109　法別表第一の五十七の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第一条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の三第二項（同法第三条の二十四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

110　法別表第一の五十七の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　柔道整復師法第六条第二項（同法第八条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　柔道整復師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　柔道整復師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　柔道整復師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認